

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 25 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

# 1 令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	4	0	1	3
		補助金等交付団体	2	0	0	2
		指 定 管 理 者	2	0	2	0
	計		8	0	3	5
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			2	0	0	2
指 定 管 理 者			0	—	—	—
計		2	0	0	2	
指導事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	0	0	1	
検討事項		出資・出捐団体	1	0	1	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	0	1	0	
合 計		13	0	4	9	

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年6月7日に知事から通知があったもの  
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

#### 出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益財団法人 岐阜県美術振興会	文化伝承課	経理事務において、出納役は、「公益財団法人岐阜県美術振興会会計処理規程」により、毎月末に、預貯金の残高を証明することができる書類によりその残高と帳簿の残高とを照合するとともに、有価証券について実査を行い、帳簿と照合しなければならないとされているが、平成31年4月以降、これらの照合を実施したことが確認できない状況となっていたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 従来から、担当者にて、毎月末に預貯金の残高と帳簿との照合、有価証券と帳簿との照合を実施していたが、照合結果を文書にて保管していなかった。 今後は、毎月末に実施した照合結果について、出納役の決裁を受けることにより、照合を行った事実が確認できるようにする。

#### 指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
関ヶ原町 (岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター)	環境企画課	エコミュージアム関ヶ原エレベーター設備保守委託に係る契約事務において、委託料を一括で前払していたが、関ヶ原町契約規則に基づき契約書に前金払の時期及び金額を記載すべきところ、これらを記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 現行の業務委託契約書には前金払についての記載が無かったため、令和3年度から締結する業務委託契約書には、前金払の時期及び金額についての条項を追加した。 今後は、関ヶ原町契約規則及びその他関係法令を遵守し、複数の職員によるチェックを徹底することで、適正な事務処理を行う。
公益財団法人 岐阜県教育文化財団 (ぎふ清流文化プラザ)	文化創造課	ぎふ清流文化プラザの管理運営業務において、1物品当たり10万円以上である備品の購入等を行う必要が生じたときは、「ぎふ清流文化プラザの管理に関する基本協定書」に基づき、その旨を県に連絡すべきところ連絡していないものがあったので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 財団内の全体ミーティングにおいて、財団職員に対し、岐阜県と締結している「ぎふ清流文化プラザの管理に関する基本協定書」の内容を改めて確認させ、内容を遵守するよう周知した。 また、財団内各事業課が予定価格10万円以上の備品を購入する必要が生じた場合には、予め経営

		管理課（指定管理担当）と協議を行うこととし、岐阜県へのその旨の「連絡」は経営管理課（指定管理担当）が行うこととした。
--	--	--

(2) 所管機関監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
文化創造課	公益財団法人 岐阜県教育文化財団	<p>公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）に対する平成 29 年度岐阜県教育文化財団補助金において、次のとおり仕入税額控除した消費税に係る補助金（以下「消費税相当額」という。）の返還が大幅に遅延する不適正な事項が見受けられた。その主な原因は、「公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱」に消費税相当額の取扱いに関する規定が無いことによると認められるので、速やかに必要な規定を設けるなど、今後の処置について検討されたい。</p> <p>財団は、平成 29 年度決算に伴う法人の消費税の確定申告（申告期限平成 30 年 5 月末日）に当たり、消費税相当額 96,700 円を県に返還する必要があると認識し、補助金の額の確定（平成 30 年 5 月 18 日）後、県と協議したが、県は具体的な手続を示さなかった。その後、財団が、平成 30 年度に県から交付を受けた補助金に係る消費税相当額と合わせて、再度県と協議したところ、県は令和元年 11 月 22 日に返還を指示し、12 月 2 日、財団は同額を返還していた。</p>	<p>検討事項について、令和 3 年 3 月 31 日に「公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱」を改正し、消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合の取扱いに関する規定を新たに設けた。また令和元年度の仕入税額控除した消費税に係る補助金については別途報告を受けて、返還金が発生しないことを確認している。</p> <p>今後は、外部からの協議事項については、担当者のみでなく複数人で共有することで、再発防止に努める。</p>